



税理士 山本 善通 氏

Question

永年勤続表彰

当組合では勤続20年に達した職員に対し、一人当たり10万円の旅行券を支給しています。永年勤続者の表彰に当たり旅行に招待する場合には課税の対象とされないそうですが、旅行券を支給した場合も同様に取り扱ってよいのでしょうか。

昨年、旅行券を支給した職員は、新型コロナウイルス感染症の影響で使用できなかったため、1年以内に使用する要件を延長する予定です。この場合の取り扱いについても教えてください。

Answer

【概要】

使用者が永年勤続した使用人の表彰に当たり、その記念として旅行等に招待し、又は記念品を支給する場合にその使用人に生ずる経済的利益については、一定の要件（①当該利益の額が永年勤続者の勤続期間等に照らし社会通念上相当と認められること及び②永年勤続表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。）を満たすものについて課税しなくて差し支えないものとされています。

これは、この記念品の支給などによる経済的利益については、長期間勤務したことにより使用者から受ける給与の後払い的な性格を有するものの、多分に一種の儀礼的な給付であり、このようなものにまでも課税することは社会通念上妥当でないという配慮から、課税上弊害のない範囲で課税しないこととしたものと考えられます。

また、旅行券を支給する場合にも上記の要件に加えて、個別通達として次の要件が課されています。

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内であること。
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの（海外旅行を含みます。）であること。
- (3) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して貴社に提出すること。
- (4) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、当該使用しなかった旅行券は貴社に返還すること。（所基通36-21、昭60直法6-4）

【旅行券を使用できなかった場合について】

この件についても、課税しなくて差し支えないものと考えられます。

このような事例については、国税庁より「事前照会者についての見解」が次の通り発表されていますので、参考にして下さい。

『本件延長申請者に生ずる本件旅行券の経済的利益については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う外出自粛要請、海外における日本からの渡航者に対する入国制限措置及び入国後の行動制限措置などの影響を踏まえると、令和2年の表彰者が、本件報告期間中に本件旅行券を使用し、その報告をすることができるかどうかは不透明な状況にあり、このような状況においてその期間を延長しても本件旅行券の支給について儀礼的な性質が失われるものではないと考えられることからすれば、本件旅行券の支給後1年以内に旅行が実施されなかったとしても、組合に本件旅行券の使用について報告するのであれば、所得税基本通達36-21の趣旨に反するものではないため、課税しなくて差し支えないものと考えます。』